

兵庫医科大学病院医師面談要領

平成19年4月26日施行

1. 生命保険会社・損害保険会社及び弁護士との面談の場合

生命保険会社・損害保険会社との当院医師に対する面談は、次の要領により実施いたします。

- ① 面談の申し込みは、別紙「面談申込書」を提出(FAX又は郵送可)してください。
面談予約は、医療支援センターにて一括しておこないます。
(交通事故等に伴う傷病の面談についても同様といたします)
- ② 申込受付後に担当医師との調整をおこない、予約日確定後にお申込みいただいた担当者に「医師面談の実施について」をFAXにてお知らせいたします。
- ③ お申込み担当者は、質問事項を予め別紙「面談に係る事前質問書」にてご提出ください(担当医師が不要と判断した場合は、提出を求めません)。
- ④ お申込担当者は、当日面談前に患者の同意書もしくは承諾書の原本をご提出ください(未成年者の場合は法定代理人、死亡者の場合は法定相続人の同意書もしくは承諾書が必要となります)。
なお、事前に原本をご郵送されている場合は、不要です。
※同意書・承諾書は面談日より3ヶ月以内に作成されたものに限りです。
※コピーは不可といたしますが、原本証明されている場合はその限りではありません。
- ⑤ 面談時間は、原則として30分以内です。
- ⑥ 同意書の範囲内で担当医師が面談いたします。なお、面談後に面談料として1回につき5,500円(税込み)をお支払いいただきます。

2. その他(労働基準監督署との面談の場合 等)

労働基準監督署との面談は基本的に受け付けておりませんので、意見書にて受付いたします(担当窓口：病院事務部 医事課)。

兵庫医科大学病院
医療支援センター

TEL：0798-45-6035